

第5回石巻市2. 28チリ地震津波被害対策本部会議要旨

日時：平成22年9月2日（木）

災害対策本部会議終了後

（午前11時5分から午前11時20分）

場所：4階 庁議室

[報告事項]

平成22年2月28日チリ中部沿岸地震に伴う津波被害に係る災害復旧事業の対象市町について

標記について、平成22年8月27日に農林水産省の告示により、養殖施設種類ごとに激甚災害の災害復旧事業の対象となる市町が決定されたことに伴い、被害対策本部員が共通認識をするため、資料1により概要説明。

説明内容

- ・ 国の災害復旧事業の対象となる要件は、養殖施設種類ごとに「施設数が20%を超える被害のあった市町」又は「2,000万円を超える被害があった市町」で、かつ、「1施設ごとの復旧費用が13万円以上のもの」とされており、復旧費用13万円については経年減価控除後の額（2分の1）となる。
- ・ 本市については、かき類養殖施設のみが対象となり、わかめ類養殖施設、のり類養殖施設は対象とならなかった。
対象とならなかった理由については、わかめ類養殖施設は、1施設ごとの復旧費用が対象となる要件を満たさず、のり類養殖施設は、被害額が対象となる要件を満たさなかったためである。
- ・ 気仙沼市のわかめ類養殖施設が対象となった理由は、複数台一体式の養殖施設について、1施設ごとの復旧費用が、対象となる要件を満たしたのであって、わかめ類養殖施設の全てが対象になるということではない。
- ・ 現在、漁業者個人ごとの被害額及び復旧計画を調査中であり、平成22年9月10日までに宮城県へ提出する。その後、10月に国の査定を受け、査定結果及び補助金交付決定が通知されるが、時期については未定である。

担当部課：産業部水産課（内線 3512・3514）